

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開 会 年 月 日	平成29年 7 月 13 日
開 会 時 刻	午前10時00分
閉 会 時 刻	午前10時47分
出 席 委 員 名	◎鈴木 豊司 ○福井 輝夫 楠木 宏彦 世古 明
	辻 孝記 藤原 清史 小山 敏 佐之井久紀
欠 席 委 員 名	中村 豊治
署 名 者	—
担 当 書 記	森田 晃司
協 議 案 件	1 議員政治倫理条例について (1) 議員政治倫理条例 (案) について (2) 議員政治倫理条例施行規則 (案) について
	2 次回の会議について
説 明 者	野中議事係長、森田書記

## 会議の概要

鈴木会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「議員政治倫理条例について」を議題とし、「議員政治倫理条例（案）について」及び「議員政治倫理条例施行規則（案）について」の協議を行ったところ、各会派に持ち帰り、次回改めて議論することが確認された。

その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

## 協議の内容

### 1 議員政治倫理条例について

#### (1) 議員政治倫理条例（案）について

鈴木会長から、専門家のチェック及び事務局による修正がされたこと、また、現在の条文では以下の問題点があることの説明があり、協議を行った結果、各会派に持ち帰り、次回改めて議論されることが確認された。

- ・第3条（4）「市から補助金等を受けている団体」及び「代表する役員」、（5）「市税等」とは何を指すのか、解釈が難しい。
- ・第5条に規定する「議員政治倫理審査会」について、議会の附属機関と位置付けられているが、地方自治法上、議会に外部委員で構成する附属機関を置くのは難しい。地方自治法第100条の2「専門的知見の活用」を検討する。

#### (2) 議員政治倫理条例施行規則（案）について

各条ごとに協議を行った結果、議員政治倫理条例（案）と同様に各会派に持ち帰り、次回改めて議論されることが確認された。

### 2 次回の会議について

【開催日時】 8月2日（水）10時00分から

【協議内容】 議員政治倫理条例（案）及び議員政治倫理条例施行規則{案}について、決算審査について、議会基本条例（案）パブリックコメントの意見内容について

上記署名する。

平成29年7月13日

会 長